

木造住宅の無料耐震診断

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、無料耐震診断事業を行っています。

役場2階6番窓口まちづくり推進課で申込をしていただいた後、1～2週間後に耐震診断員から電話連絡がありますので、診断の日程を決めてください。当日は、診断員が住宅にお伺いして1時間程度の診断を行います。後日、結果報告書をお渡しするとともに耐震改修を行った場合の概算工事費や一般的な補強のアドバイスをしています。

過去の大規模地震では多くの方が建物の倒壊により亡くなっています。住まいの耐震性を知り、必要な耐震改修や補強を行って、あなたとあなたのご家族の命を守りましょう。

▼**申込・問合せ** まちづくり推進課まちづくり推進グループ
28・0944



家屋解体時などの手続き

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。年の途中で取り壊した家屋は正しく

手続きをすれば、翌年度から課税されません。また、年の途中で名義変更された場合は、翌年度から新しい名義人に課税されます。

なお、家を建てられたときは、建物の表題登記をする必要があります。未登記の家屋を所有されている方は、法務局で手続きを行ってください。

▼登記済家屋の取壊し

取り壊した年の内に法務局へ滅失登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

年末の取壊しなどで、法務局への滅失登記が年を越してしまう場合は、年内に町へ届出をしてください。

▼未登記家屋の取壊し

取壊し後、速やかに町へ届け出てください。

▼登記済家屋の名義変更

名義変更があった年の内に法務局へ所有権移転登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

▼未登記家屋の名義変更

名義変更後、速やかに町へ届出をしてください。その年の内に届出をしなかった場合は、翌年度も旧名義人へ課税されてしまいます。

▼届出方法

役場1階4番窓口税務課に届出書を用意してあります。事前にお問い合わせていただき、手続きをしてください。

▼**問合せ** 税務課課税グループ
28・2434

下水道接続のお願い

公共下水道が整備された地域では、浄化槽は速やかに、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することが義務付けられています。下水道に接続すると、悪臭や害虫の発生が少なくなり、生活環境が良くなります。1日も早く公共下水道への接続をお願いします。

なお、下水道への接続により不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する方には、次のとおり工事費の一部を補助する制度があります。

▼浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金制度

この制度は下水道接続により不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する工事費の一部を補助するものです。

合併浄化槽を雨水貯留施設へ改造することで、大雨の際の洪水・浸水被害を緩和できます。また、貯留した雨水を散水や洗車等に使用することで、上下水道使用料を節約することもできます。

補助金額は工事費の5分の4で浄化槽の大きさにより限度額が異なります(5～10人槽の浄化槽の場合、限度額は25万円です。)補助は予算の範囲内で先着順に受け付けますので、お考えの方は、町に登録している指定工事店までお早めにご相談ください。

▼**問合せ** 建設課下水道グループ
28・0940

12月2日以降の医療受診

今年の12月2日に、現行の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しますが、今お持ちの保険証は、有効期限内まで利用できます。

マイナ保険証への切り替えがまだお済みでない方も、保険証の有効期限が切れる前までに、申請不要で資格確認書をお届けします。資格確認書でこれまでどおり保険診療を受けられますが、診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

すでにマイナ保険証をお持ちの方には、資格確認書は原則交付されませんが、次に該当する方は、資格確認書を交付します。

○12月2日～令和7年7月末に新たに愛知県後期高齢者医療制度に加入された方

※申請不要でお届けします。

○マイナ保険証での受診が困難な要配慮者(高齢の方、障害をお持ちの方など)

※申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▼**問合せ** 保険課国民健康保険・医療グループ
28・0917

